

碧海地区規約集

(平成28年6月版)

1. 日本ボーイスカウト愛知連盟 碧海地区規約	1
2. 運営委員会細則	7
3. 地区総会細則	8
4. 碧海地区トレーニングチーム内規	9
5. 日本ボーイスカウト愛知連盟碧海地区宗教章取得者補助要領	..	11
6. 碧海地区慶弔規定	13
7. 碧海地区旅費規定	14

日本ボーイスカウト愛知連盟

碧海地区

日本ボーイスカウト愛知連盟 碧海地区規約

第1章 総則

1-1 地区の設置

- 1) 本規約は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「本連盟」という）教育規程第5章並びに日本ボーイスカウト愛知連盟（以下「県連盟」という）の定めにより、地区の設置・運営について必要な事項を定める。
- 2) 本地区は、碧南市・刈谷市・安城市・知立市・高浜市内に在る、ボーイスカウト日本連盟に加盟する団により構成する。

1-2 名称

本地区の名称は、「日本ボーイスカウト愛知連盟碧海地区（以下「地区」という）とする。

1-3 目的

地区の目的は、次のとおりとする。

- 1) 県連盟の方針およびプログラム等を地区内で効果的に実施し、かつ、地区の実情および要望を県連盟に伝達し施策に反映させること。
- 2) 各団相互及び地区内の同じ目的を有する他の団体と調和的な協調を図ること。
- 3) 各団の独立と主導性を妨げることなく、地域内の本運動を普及すること。

第2章 地区協議会

2-1 開催

- 1) 地区は、その目的を達成するため、地区内の加盟団で構成する地区協議会を開催する。
- 2) 地区協議会は、地区協議会長の招集により必要に応じて開催し、協議会長が議長となり地区委員長、地区コミッショナー、委員長等からの提案、報告等の事項について協議を行う。

2-2 構成

地区協議会の構成は、次のとおりとする。

- 1) 地区協議会長及び地区協議会副会長
- 2) 地区委員長及び地区副委員長
- 3) 地区コミッショナー及び地区副コミッショナー、
- 4) 団担当コミッショナー
- 5) 運営委員会及び特別委員会の委員長
- 6) 会計
- 7) 事務長
- 8) 団委員長
- 9) 隊長
- 10) 監査委員

2-3 地区総会

- 1) 県連盟年次総会の前に、地区総会を開催する。
- 2) 地区総会の定足数は過半数（委任状を含む）とし、その承認は出席者の多数決による、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 3) 地区総会における議事および準備にあたっては、前年度の地区役員の責任において行う。
- 4) 年次総会における議事および準備については、別に定める。

- 5) 地区協議会構成員3分の2以上の要求により、臨時総会を開催することができる。

第3章 地区委員会

3-1 設置と責務

- 1) 地区は、地区の運営を行うため地区委員会を設ける。
- 2) 地区委員会は、地区総会の承認を得た事業計画に従い運営する。

3-2 構成

地区委員会は、地区役員をもって構成する。

3-3 招集

地区委員会は、地区委員長が招集し開催する。

3-4 成立と議決

- 1) 地区委員会の定足数は過半数とし、議決は出席者の多数決による。
- 2) 可否同数のときは、地区委員長がこれを決する。

第4章 運営委員会

4-1 設置

地区委員会は、業務の適正な執行を図るため、下部組織として運営委員会および特別委員会を置くことができる。

4-2 運営委員会

- 1) 運営委員会は、地区委員会より委任された任務を下記の区分に従い分担する。
 - ① 組織・拡充委員会 — 組織とその拡充および広報に関する事項
 - ② スカウト進歩委員会—スカウトのプログラム活動及び進歩に関する事項
 - ③ 指導者養成委員会 — 指導者の養成に関する事項
 - ④ 行事・国際委員会 — 野営・国際およびその他の行事に関する事
 - ⑤ 総務委員会 — 財政・安全および他の委員会の所掌に属さない事項
- 2) 各運営委員会の分担細目については、別に定める。
- 3) 運営委員会の開催および運営等は、運営委員会の委員長が行う。

4-3 特別委員会

- 1) 特別委員会は、必要に応じて地区委員会の決議を得て置くことができる。
- 2) 特別委員会の開催および運営等は、特別委員会の委員長が行う。

第5章 地区役員

5-1 地区役員

地区役員は、次のとおりとする。

- 1) 地区協議会長及び地区協議会副会長
- 2) 地区委員長および地区副委員長
- 3) 地区コミッショナー及び地区副コミッショナー
- 4) 団担当コミッショナー
- 5) 運営委員会及び特別委員会の委員長
- 6) 会計
- 7) 事務長

5-2 地区協議会長及び地区協議会副会長

- 1) 地区協議会長は、地区総会において選出し地区内のスカウト運動を代表する。
- 2) 地区協議会副会長は、前項と同じ手順をもって置く。

- 3) 地区協議会副会長は、地区協議会長を補佐し、その事故あるとき、または欠員のときはこれを代理する。

5-3 地区委員長及び地区副委員長

- 1) 地区委員長は、地区総会において選出し、県連盟年次総会の確認を得て県連盟の地区代表理事となる。
- 2) 地区委員長は、地区委員会の議長となり、地区委員会を主宰するとともに、地区代表として地区の意向を県連盟理事会に反映させる。
また、理事会の方針および決定事項を地区に報告する。
- 3) 地区副委員長は、地区委員長が推薦し、地区総会において選出する。

5-4 就任の制限

隊指導者（隊長、副長）は、地区協議会長、地区協議副会長、地区委員長、地区副委員長に就任することはできない。

5-5 地区コミッショナーの委嘱及び任務等

- 1) 地区コミッショナーは、県連盟コミッショナーと地区委員長との推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。
- 2) 地区コミッショナーの任期は2年とし、再任は妨げない。この場合における更新は6月30日とする。
- 3) 地区コミッショナーの推薦に当たっては、次のことを考慮する。
 - ① 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。
 - ② 本運動の経験及び知識を有すること。
 - ③ 地区内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。
 - ④ コミッショナー研修所を修了した者、又は就任後できるだけ速やかにコミッショナー研修所を修了できる者であること。
- 4) 地区コミッショナーの任務は、次のとおりとする。
 - ① 地区コミッショナーは、地区におけるボーイスカウト運動が本連盟と県連盟の規定に従い展開するよう努めるとともに、地区内の指導者に対して助言及び指導を行う。
 - ② 地区コミッショナーは、地区委員会の下でスカウト教育について純正な推進を図り、地区委員会に対して責任を負うとともに、教育面及び指導面で地区を代表する。
 - ③ 地区コミッショナーは、地区副コミッショナーを統括し所管する任務を分担させるとともに、団担当コミッショナーに対して助言及び指導を行う。
 - ④ 地区コミッショナーは、地区内コミッショナーと協力し、団に対して助言及び指導並びに援助を行う。

5-6 地区副コミッショナーの委嘱及び任務等

- 1) 地区副コミッショナーは、必要に応じて地区コミッショナーと地区委員長の推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。
- 2) 地区副コミッショナーは、地区コミッショナーを補佐し分掌された任務を行う。
- 3) 地区副コミッショナーの任期、推薦条件等は地区コミッショナーに準ずる。ただし、研修歴については、コミッショナー研修所をウッドバッジ実修所と読み替えて適用する。

5-7 団担当コミッショナーの委嘱及び任務等

- 1) 団担当コミッショナーは、地区委員長と地区コミッショナーの推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。
- 2) 団担当コミッショナーの任期、推薦条件等は地区コミッショナーに準ずる。ただし、研修歴については、コミッショナー研修所をウッドバッジ実修所と読み替えて適用する。
- 3) 団担当コミッショナーは、地区コミッショナーの助言と指導を受け、担当する団及び隊が本連盟及び県連盟の方針等に従い、効果的にプログラムが実施されるよう団の訪問や巡回を通して団委員会及び隊指導者に協力し、助言及び指導並びに援助を行う。

5-8 運営委員会委員長

運営委員会の委員長は、地区総会において選出し、地区委員長が委嘱する。

5-9 特別委員会委員長

地区に特別委員会を設けた場合、特別委員会の委員長は、地区委員会の決議を経て地区委員長が委嘱する。

5-10 会計

- 1) 地区の会計は、地区総会において選出する。
- 2) 会計は、地区の経理を担当し、資金を保管する。

5-11 事務長

- 1) 地区の事務長は、地区総会において選出する。
- 2) 事務長は、地区における事務処理を担当する。

5-12 役員等の任期

- 1) 地区総会選出の役員等の任期は、就任後の2回目の地区総会終了のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2) 地区委員長の県連盟地区代表理事の任期は、次の県連総会までとする。
- 3) 地区委員長および運営委員長の任期は、連続して同一の職務に就任する場合は、原則として3期6年までとする。

5-13 役員等の補充

地区総会選出の役員等に欠員を生じた場合は、地区委員会の承認により補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

5-14 名誉顧問、顧問、相談役

地区は地区委員会の決議を経て、名誉顧問、顧問、相談役を置くことができる。人選にあたっては、名誉会議に一任する。その任期は1年とし、再任を妨げない。

第6章 団委員長会

6-1 責務

団委員長会は、各団に共通する諸問題を協議しそれぞれの団の発展に努め、ボーイスカウト運動の純正なる発展に寄与する。

6-2 構成

団委員長会の構成は、次のとおりとする。

- 1) 地区協議会長及び地区協議会副会長
- 2) 地区委員長及び地区副委員長

- 3) 団委員長
- 4) 地区コミッショナー
- 5) 団担当コミッショナー
- 6) 事務長（議事録を作成し、記録に残す）
- 7) 地区委員長が出席を依頼した者

6-3 招集

団委員長会は、地区委員長が招集し開催する。

第7章 名誉会議

7-1 責務

名誉会議は、表彰、感謝等の名誉に関する事項を審議決定する。

7-2 構成

- 1) 名誉会議は、地区協議会長、地区委員長、地区コミッショナーをもって構成する。
- 2) 事務長は幹事役として出席し、決議に加わらない。
- 3) 地区副コミッショナーは、必要に応じて出席し発言することができる。ただし、決議に加わらない。

7-3 招集および決議

- 1) 名誉会議は、必要の都度、地区コミッショナーが招集し議長となる。
- 2) 名誉会議の決議事項は、地区委員会に報告しなければならない。

第8章 地区トレーニングチーム

8-1 設置および任務

地区コミッショナーの統括のもと、指導者の資質向上を図り、訓練の実務を分担するために地区内にトレーニングチームを設ける。

8-2 トレーニングチームの組織および運営等は、別に定める。

第9章 技能章考査委員・技能章指導員

9-1 技能章考査委員

技能章考査委員は、県連盟規約により技能章の考査について専門的知識を有する者の中から、県連盟理事会の承認を経て連盟長が委嘱する。

9-2 技能章指導員

技能章指導員は、県連盟規約によりプログラムの特定部門について専門的知識を有し、その課目を通じてスカウトと接触することが適している者のうちから、地区委員会の決議を経て地区委員長が委嘱する。

ただし、必ずしも加盟員である必要はないが、少なくとも18才以上であること。

第10章 経 理

10-1 資金の管理

地区の資金および経理は、地区委員会の指示に従い維持され且つ厳正に整理されなければならない。

10-2 資金の充足

地区資金の充足方法は、地区協議会に諮り充足する。

地区を維持するために、分担金を加盟団に課することができる。

ただし、その金額および徴収方法は総会の決議によりこれを決定する。

10-3 会計年度

地区の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第11章 規定・細則・内規

11-1 規定・細則・内規

この規約に定めのない事項は、地区委員会の決議を経て、規定、細則又は内規として定める。

11-2 制定・改正

前項の制定および改正は、総会の承認を得ることなく、地区委員会において3分の2以上の同意による決議を経て効力を有する。
ただし、地区協議会構成員には制定・改正を通知する。

第12章 規約の改正

12-1 規約の改正

本規約を改正するときは、地区委員会（団委員長を含む）の決議を経て、地区総会の承認を得なければならない。

12-2 附則

この規約は平成23年10月20日より施行する。
平成25年5月18日一部改正
平成28年5月22日一部改正

運 営 委 員 会 細 則

1. 総則

規約4-2運営委員会2)の分担細目を定める。

2. 分担細目

- 1) 組織・拡充委員会 — 組織とその拡充及び広報に関する事項
 - ① 加盟審査と継続登録および追加登録受付
 - ② 組織の拡充
 - ③ 広報活動
 - ④ スカウト愛知への投稿と啓蒙
 - ⑤ 図画写真コンテストの啓蒙と応募受付
- 2) スカウト進歩委員会 — スカウトのプログラム活動及び進歩に関する事項
 - ① 進歩状況管理と推進（進歩状況の集計と状況把握・対策提言）
 - ② 考査及び面接、記章の申請と交付
 - ③ 信仰奨励章、宗教章の啓蒙と提言
 - ④ スカウトに対する救急法、看護法の研修
 - ⑤ 技能章講習会の計画と開設及び取得援助
- 3) 指導者養成委員会 — 指導者の養成に関する事項
 - ① 日連、県連開設の定型訓練、定型外訓練の情報提供と参加啓蒙及び開設支援
 - ② 地区主催の定型外訓練の計画と開設
 - ③ 指導者に対する救急法、安全等の研修講習会の計画と開設
 - ④ 信仰奨励講演会の情報提供と啓蒙
- 4) 行事・国際委員会 — 野営・国際及びその他地区行事に関する事項
 - ① 野舎営訓練（野舎営計画のとりまとめ）
 - ② 当地区行事計画と開催
 - ③ 「スカウトの日」・「緑の募金」の実施まとめ
 - ④ 危機管理や防災に関すること（県連と協働）
 - ⑤ 国際事業（海外派遣・受入・広報・研究）
- 5) 総務委員会 — 財政・安全及び他の委員会の所掌に属さない事項
 - ① 日連、県連維持財団の維持会員、賛助会員の拡大
 - ② スカウト活動の安全に関すること
 - ③ 他の委員会の所掌に属さない事項の対応と事務処理

3. 付則

この細則は平成23年10月20日より施行する。

平成25年5月18日一部改正

平成28年5月22日一部改正

地 区 総 会 細 則

1. 総則

規約2-3地区総会4)の細則を定める。

2. 開催通知

総会の招集通知は、総会開催日の20日以前に地区協議会員が受領できるように送付する。

3. 役員選出の議案

総会において選出する地区役員に関する議案は、役員選考委員会において候補者の推薦を行い、地区委員会の承認を得た後に所定の手続きを経て提出する。

4. 役員選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- 1) 地区協議会長
- 2) 地区協議会副会長
- 3) 地区委員長
- 4) 地区副委員長
- 5) 組織委員長
- 6) 地区コミッショナー
- 7) 団担当コミッショナー

5. 総会の運営に関する取り決め

【議事および項目】

- 1) 会場設営
- 2) 受 付
- 3) 司 会
- 4) 議 長
- 5) 資格審査報告
- 6) 議事録署名人の指名
- 7) 前年度事業報告
- 8) 前年度会計報告
- 9) 監査報告
- 10) 地区役員選出
- 11) 本年度事業計画(案)
- 12) 本年度会計予算(案)
- 13) 審議事項・その他

【実施担当者】

- 総務委員会
総務委員会
事務長
地区協議会長
総務委員長
地区協議会長
コミッショナー
会計
監査委員
地区委員長
当該運営委員長、コミッショナー、事務長
会計
当該運営委員長、提案者

6. 開催市

総会の開催は、刈谷市、安城市、高浜市、知立市、碧南市の順とする。

7. 付則

この細則は平成23年10月20日より施行する。
平成28年5月22日一部改正

碧海地区トレーニングチーム 内規

第1条 名称

名称は「日本ボーイスカウト愛知連盟碧海地区トレーニングチーム」（以下「地区TT」という。）と称する。

第2条 目的

地区TTは、碧海地区の指導者の資質向上を図ることを目的とし、次の事業を行う。

1. 碧海地区において実施される各種定型訓練への参加支援を行う。
2. 碧海地区主催の定型外訓練への支援を行う。

第3条 構成員（以下「メンバー」という。）

1. メンバーは、指導者訓練に携わるにふさわしい品性と社会的信用を備え、スカウト運動の向上、充実に向けて意欲的に取り組める者で、次の項目に該当する者をもって構成する。

- ① 碧海地区に所属するウッドバッジ実修所修了者で、団委員長承認を得た者。
- ② 碧海地区に所属する県連盟トレーニングチームの構成員は、地区トレーニングチームの構成員となる。
- ③ その他碧海地区が必要と認めた者。（指導者は団委員長承認を得ること）。

2. 任期

- ① メンバーの任期は、2年とする。但し再任は妨げない。
- ② メンバーは、70歳（当該年度の末日）をもって退任とする。

第4条 地区TTディレクター（以下「ディレクター」という。）・同副ディレクター・主任講師

1. ディレクター（1名）は、地区TTのメンバーから互選し、コミッショナーが任命する。

ディレクターの業務

- ① 地区TT業務の的確な推進
- ② 県連トレーニングチームに対する支援
- ③ メンバーの確保と養成
- ④ 地区コミッショナー及びトレーニング委員長より委託された事項の推進 等

2. 副ディレクター（若干名）は、ディレクターが任命する。

副ディレクターの業務

- ① ディレクターの補佐

3. ディレクター及び副ディレクターの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、事情により任期の中途において退任した場合、後任の者は残余期間を任期とする。

4. 主任講師は、コミッショナーとディレクターの協議により決定し、ディレクターが任命する。

主任講師の業務

- ① 指導者訓練コースの運営・実施
- ② コース内容についての整理・調整

第5条 会議

1. 地区TTの会議は、次のとおりとし、ディレクターが招集する。
 - ① 定例会
定例会は、年2回（6月、12月）開催し、重要事項を審議、決定する。
 - ② 臨時会議
地区コミッショナー若しくはディレクターが必要とした場合に開催する。
 - I. 定型訓練に関する事項
 - II. 定型外訓練に関する事項

第6条 メンバーが担当する役務

1. 「第3条」によりメンバーとなった者は、次の任務をディレクター・当該運営委員長と協議・調整の上遂行する。
 - ① 定型訓練 定型訓練の運営と実施の支援を担当する。
 - ② 定型外訓練 定型外訓練の計画・運営並びに実施を担当する。
2. 定型外訓練（コース）終了から4週間以内に、主任講師は訓練（教育）面についての評価反省を行い、記録を作成し、速やかにディレクターに提出する。

第7条 研修

地区TTのメンバーになる者は、地区TTの開催する新任講習を受ける。
ただし、リーダートレーナー・副リーダートレーナーは、その限りではない。

第8条 アダルトリソース ⇒ 削除

第9条 改正

ディレクターは地区コミッショナーと協議の上、定例会若しくは臨時会議にはかり、会議出席メンバーの過半数の同意により、本内規を改正することができる。

第10条 付則

本内規は、平成13年12月12日より施行する。

平成21年 6月 1日 改定

日本ボーイスカウト愛知連盟碧海地区宗教章取得者補助要綱

この宗教章補助要綱は、次のとおり定める。

(目的)

- 1 宗教章取得者の経費を軽減することにより、日本連盟教育規定第 1-17 に規定のある、加盟員が、それぞれ明確な信仰をもつことを奨励することを目的とする。

(対象者)

- 2 日本ボーイスカウト愛知連盟碧海地区登録スカウトであって、教育規定 10-5-1 授与基準に基づき日本連盟の承認を受け、10-5-2 様式等にある種類の宗教章を授与された者を対象とする。

(補助申請)

- 3 補助申請について、別に定める「日本ボーイスカウト愛知連盟碧海地区宗教章取得者補助申請書」並びに授与されたことを証明できる書面等をスカウト委員長に提出するものとする。

(補助金額)

- 4 補助金額は、授与申請及び授与に関する費用の 1, 500 円を上限額とする。

(適用期日)

- 5 この補助要綱の適用期日は、平成 21 年 4 月 1 日とする。

(その他)

- 6 この要綱に定めのないもの及び変更をする場合は、スカウト委員会にて立案し、地区委員会にて決定するものとする。

平成 22 年 3 月 16 日 施行

日本ボーイスカウト愛知連盟碧海地区宗教章取得者補助申請書

氏名		登録 番号	
住所	〒 ー		
所属 隊	碧海地区 第 団 隊		
取得 宗教 名		取得日	年 月 日
		授与 番号	

以上のとおり申請いたします。

年 月 日

取得者 _____

隊長名 _____

碧海地区 慶弔規定

碧海地区に所属する地区役員、各団団委員、各団リーダー（隊長・副長）の慶弔、見舞い、災害などの場合、次の基準において地区より金品をおくることとし、すべて地区委員長及び地区委員会に一任する。

1. 慶事

- ① 団の周年行事に地区への招請があった場合・・・ 金 5,000 円
- ② 顕彰などの慶事に地区への招請があった場合・・・ 金 5,000 円
- ③ 本人の結婚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 地区委員長名の祝電

2. 弔事

- ① 本人死亡の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 金 10,000 円
- ② 配偶者または同居の両親が死亡した場合・・・・ 弔電

3. 見舞い、災害

- ① 本人の長期にわたる傷病（連続1ヶ月以上）・・・・ 金 5,000 円程度の見舞金
または同額程度の見舞い品
- ② 被災のときは状況、程度などを勘案するとともに緊急を要する場合は地区委員長及び地区委員会に一任する。

4. 県連、他地区役員の場合

- ① 本人死亡の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 弔電

5. 現在登録をしていないが地区功労者として活躍された方

- ① 本人死亡の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 金 3,000 円、弔電

6. 連絡

地区内関連・・・地区委員長、事務長のいずれかに連絡 ⇒ 事務長は地区委員長指示の元に、必要と思われる役員、団連絡先へ通知をする

県連、他地区役員・・・地区委員長・事務長のいずれかに連絡 ⇒ 事務長は地区委員長指示の元に、必要と思われる役員、団連絡先へ通知をする

7. その他

そのほか、地区委員長が必要と認めた場合協議により決定し後日、地区委員会にて報告を行う

祝電、弔電のカバー代は500円程度とする。

8. 付則

この規定は平成15年5月28日から実施する

平成22年5月23日 改訂。

碧海地区旅費規定

1. 目的

この規定は、地区役員が日本ボーイスカウト愛知連盟（以下「県連盟」という）主催の会合等に出席した場合の交通費の支給について定める。

2. 会合等

会合等とは次に掲げるものをいう。

- ① 理事会並びに常任理事会
- ② 各種委員会並びに会議
- ③ 委員会に設置される部会若しくは実行委員会
- ④ コミッショナー会議並びにコミッショナー研究集会
- ⑤ 地区委員会において特に承認を得た会議若しくは集会

3. 交通費の請求

地区役員は、県連盟主催の会合等に出席した場合に交通費を請求することができる。

4. 交通費の支給

- 1) 地区役員が交通費を請求する場合は、当年度に出席した会合等の名称と日時を年度末に事務長に報告する。
- 2) 事務長は地区役員から交通費の請求があったときは、5の定めによる交通費を支給する

5. 交通費

- 1) 交通費は、移動距離並びに交通手段に関わらず出席1回につき1,200円を支給する。
- 2) 宿泊を伴う会合等であっても、同じ会合等であれば出席は1回とする。

6. その他

この規定に定めのないもの並びに改訂する場合は、地区委員会で定める。

7. 付則

この規定は平成23年5月15日から施行する。